



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う市税等の「徴収猶予の特例」について

- 新型コロナウイルス感染症の発生の予防及びまん延の防止に関する政府の対策により、多数の納税者が経済活動に影響を受けております。
- 現行の地方税法における徴収猶予制度では、対象者や延滞金の免除額が限定的となっていることから、時限的に徴収猶予の対象を拡張することで、納税者の負担を軽減し、経済活動への影響の極小化を図ります。

【概要】

- 新型コロナウイルスの影響により給与又は事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、市税等の徴収の猶予制度の適用を受けることができます。猶予期間中については、担保の提供は不要となり、延滞金は発生しません。
- 対象となる方
以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。
 - ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、給与又は事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
 - ②市税等を一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。
- 対象となる市税等
市県民税，法人市民税，固定資産税，軽自動車税，国民健康保険税等のうち，令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来するもの。
- 申請手続等
納期限が，令和2年2月1日から同年6月30日のものは，令和2年6月30日までに，令和2年7月1日から令和3年1月31日のものは，納期限を迎える日までに申請が必要です。申請にあたっては，新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から，郵送による申請を原則とさせていただきますので，申請を希望される方は，申請書を郵送致しますので市収納対策課まで，電話にてご連絡願います。なお，申請書様式は，市ホームページにも掲載しておりますので，ダウンロードの上申請することも可能です。
- 問い合わせ先
気仙沼市総務部収納対策課 電話 0226-22-6600 内線249, 251, 375
※詳細は市のHPをご覧ください。市総務部収納対策課までご相談ください。